

仕 様 書

1 目 的

トップブランド商品創出事業は、本県ならではの食材を活用し、首都圏マーケットをターゲットにした、本県を代表するトップブランド商品の開発を検討する県内食品製造事業者を対象に、商品開発のポイントとなるアイデアやコンセプト設定から試作品開発のためのアドバイス等を行う会議を実施し、青森県産品全体の知名度やイメージ向上等につながるトップブランド商品を創出することを目的とする。

2 委託業務名

トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務

3 委託期間

契約締結の日から平成32年（2020年）3月31日（火）までとする。

4 委託業務の内容

（1）審査アドバイス業務

本事業に応募する県内事業者の申込み書類について事前審査を行う。また、その際使用する『事前審査用申込み様式』を作成する。（新たなアイデアを盛り込む余地があるか、素材に伸びしろがあるか、事業者そのものに問題はないかなど。）

（2）商品開発に係るアドバイス等業務

トップブランド商品の開発に向けた県内食品製造業者へのアイデアやコンセプト、ターゲットの設定から試作品開発のためアドバイス等を行う会議を実施する。

また、県内事業者の商品開発に係る課題解決等フォローアップのための現地アドバイス（県内）を行う。

（3）アドバイザーの選定・調整業務

(1)及び(2)の業務に必要なアドバイスを行うことができるアドバイザーを選定し、アドバイス会議への出席について調整する。

（4）報告書の作成

本業務で作成した企画案及び県内事業者へのアドバイスの内容をまとめた報告書を作成する。

（5）その他

トップブランド商品創出のために必要となる各種アドバイスを実施する。

5 条件等

(1) 業務全般について

当事業は、本県を代表するトップブランド商品を創出することで、青森県全体の地名度及びイメージ向上による販売額の増加を目指すこととしており、このトップブランド商品開発の考え方が地域へ波及していくことも考慮した企画を検討し業務を遂行すること。

アドバイスの実行に当たっては、県内事業者へのアドバイスを含め、県内事業者と協働で商品化を目指すこと。

(2) 作戦会議の開催について

年5回程度、1回につき半日程度。

作戦会議の開催場所は、青森県内（現地アドバイスを含む）を中心に行うことを条件とするが、うち1～2回は東京都内で実施する。

また、必要に応じて随時打合せができるものとする。

6 その他

業務の実施に当たっては、青森県農林水産部総合販売戦略課と十分な連絡調整を行うものとする。